

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第9号
事故等種類	推進器損傷
発生日時	平成25年7月26日（金） 23時41分ごろ
発生場所	石川県金沢港の西防波堤北端の北方沖 石川県金沢市所在の金沢港西防波堤灯台から真方位356° 270m付近 （概位 北緯36° 38.8′ 東経136° 36.0′）
事故等調査の経過	平成26年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート マリン、5トン未満（長さ6.92m）
船舶番号、船舶所有者等	244-10908石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラに欠損及び曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、金沢港西防波堤北端に向けて航行中、平成25年7月26日23時41分ごろプロペラに金沢港西防波堤の延長工事区域内の作業用ロープが絡んで運航不能となった。 本船は、金沢港へえい航された後、プロペラに欠損及び曲損が生じていることが判明した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長及び同乗者は救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金沢港西防波堤北端の北方沖を航行中、プロペラに金沢港西防波堤の延長工事区域内の作業用ロープが絡んだものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、絡索に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、金沢港西防波堤北端の北方沖を航行中、プロペラに金沢港西防波堤の延長工事区域内の作業用ロープが絡んだことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・工事区域から離れて航行すること。